

第十三回 参議院文部委員会會議録第五十三号

(1010)

昭和二十七年七月二十六日(土曜日)
午前十時四十七分開会

委員の異動

七月二十五日委員前之國喜一郎君辭任につき、その補欠として木内キヤウ君を議長において指名した。
七月二十六日委員木内キヤウ君辭任につき、その補欠として大隈信幸君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 梅原 眞隆君
理事 高田 眞子君
委員 石黒 忠篤君
高良 とみ君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
棚橋 小虎君
大隈 信幸君
矢嶋 三義君
岩間 正男君
若林 義孝君

衆議院議員

政府委員

文部政務次官 今村 忠助君
文部省初等中等教育局長 田中 義男君
文部省大学学術局長 稲田 清助君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会事門員

法制局側

参事(第二部長) 岸田 実君

説明員

文部省大学学術局教職員養成課長 玖村 敏雄君

本日の会議に付した事件

○産業教育振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(梅原眞隆君) これより文部委員会を開きます。

産業教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。最初に産業教育振興法が実施せられてからの状況を当局から御説明を願います。

○政府委員(田中義男君) 産業教育振興法が実施されて以来、只今までに当局といたしましていろいろ努めて参りましたその経過について御報告を申し上げます。

新しい法律が実施せられてから、法の命ずるところによりまして、直ちに中央産業教育審議会を結成いたしましたして、第一回の総会を昨年の十月末に開会いたしました。以来只今までに十三回を開いております。その間において主なる審議事項を申し上げますならば、第一に中学校、高等学校における産業教育上の施設、設備の基準をいろう審議いたしました。これについてはすでに去る二月にその答申を得ております。それからそれに基いて更に各それらの学校等に補助いたしましたための補助金の配分の方針について、同じく同審議会において審議を経ました。第三番目には産業教育関係の教員の養成並びにその資格等が問題で

ございますので、それらの点についての審議を目下継続中でございます。それから第四番目には、中学校の産業教育について如何にあるべきであるか、このういう一般的な、そうして基本的な問題につきましても只今審議中でございます。それから更にものと広く産業教育に関する全般的な総合計画を樹立する必要があると見ますので、その総合計画につきましても只今同審議会において審議中でございます。第五番目には、職業指導の制度化につきましても、事務の性質上これの十分な成果を得る必要があると見ますので、これ又中央産業教育審議会において審議中でございます。

特に以上申述べましたうちで、第一の設備基準について、それから第三番目に申しました教員養成並びに資格の問題と、それから第四番目に申しました中学校の産業教育の問題につきましても、それら、部会を設けて、その部会において審議をいたし、まだ審議中なのでございます。そうしてその設備、施設の基準或いは補助金の配分方針等によりまして、すでに議会において協賛を得ましたこの補助金の予算総額は六億六千六百万円でございますが、それらについての個々の配分について当局におきまして本年の初めに来いろう準備をいたし、綿密なる計画の下に具体化したしまして、すでにそれぞれの各府県等に示達いたしましたのでございまして、その内訳の概要を申し上げますと、これはすでに予算を議定願います場合に、その内訳としてそれらに掲げておたところで御承知のこととてございまして、簡単に概要を申し上げますと、先ず高等学校の産業教育のための設備の補助といたしまして、これが殆んど大半を本年度は占めたのでございしますが、その総額は五億六千五百余万円と相成つておるのでございます。それからその次に、高等学校の共同実習のための遠洋漁業の大型漁船につきましてもこれを補助の対象といたしまして、これが三千万円でございます。それから高等学校の産業教育の研究指定校として、その指定いたしましたものに對しまして補助をいたします。これは定額補助といたしておるのでございまして、この総額が四百六十万円と相成つております。それから中学校の産業教育のための研究指定校に対する補助金といたしまして、これは二分の一の補助といたしておりますが、総額において二千七百万円と相成つております。それから公私立の短期大学に關して、その地方の産業振興のために特に必要なるものにつきまして補助として、農業、工業に關しますもので大体総額三百五十万円といたしております。その次には、産業教育の共同実習所設備についての補助でございますが、これは農産加工、機械、電気、この三種類について考えておるのでございまして、その補助金の総額は千七百万円と相成つております。最後に、産業教育に特別に秀でた先生がたの更に研究を深めるための内地留

学生の制度をとりまして、その学生に費用の補助といたしまして、旅費、学生経費等に関しまして総額において六百七十万円を計上いたしましたのでございします。これが私どもの所管として今回の補助金についての内容の極く项目的なあらましでございます。なお、各都道府県とも産業教育振興につきましても、非常な熱意を示しております。各都道府県及び五大市におきましては、すでに法律が規定いたしておりますように地方の産業教育審議会もできまして、それら産業教育振興計画の具体化に努めておるような現状でございます。以上が大体大まかな経過の御報告でございます。

○矢嶋三義君 只今法施行後の概略について御報告を頂いたわけでありますが、その報告について若干の質問をいたしました。それから只今提案されておる修正案について御質問上げたいと思ひます。

先ずお伺ひいたしたい点は、中央教育審議会の発足によつて委員の任命が行われたわけでございますが、この法案審議の過程において、中央教育審議会の委員をどういふふうに移成するかということは相當論議されたところとてございします。それらの委員確定後において我々委員会は何ら通報に接してないと思ひますが、あの審議の過程においていろいろ希望を申上げ、決定したならお知らせ願ひたいというところは、要望しておいたものでございしますが、私は少くとも承わつていないのですが、

如何でございますか。若し我々に報告していただければ、至急にプリンとして頂きたいと、こう思います。

○政府委員(田中義男君) 若し御報告をいたしておらないとすれば誠に恐縮でございます。手落であつたと思ひますけれども、只今お手許に差上げました資料の中に、実は念のために思つてプリントして差上げてございますのでございますが、それによつて御了承頂けましたら大変仕合せと思ひます。

○矢嶋三義君 今私は初めて拝見しましたが、こういうのは私は常に天野文部大臣にも要望しておるのであります。が、質疑応答の時には約束するのですが、どうも忠実に守つて頂けない点に非常に遺憾に思ひます。確定直後において我々に必ずこの資料として出して頂きたいと申しますことは、我々が審議の過程においていへば、要望した点が果して行政府において受入れられておるかどうかというのを我々は十分注意を払わなければならないと思ひます。是非今後そう願つておきたいと思ひます。今これは頂いたばかりであつて、果してこの人員構成が我々審議の過程において意見として出され、更に要望された様に沿つておるかどうかという事は、今出されたばかりで批判できませんので、これはあとに譲りたいと思ひます。

大臣は来ていないのですが、局長から大臣に伝えて頂きたい。これと関連しておるのですが、中央教育審議会の委員の構成については、これにもまじたいろ／＼な要望、意見が出されておつたのですが、殆んど我々の国会の審議の過程の経過というものは尊重されないような傾向が一般に私は見えるよ

うな感じがいたしますので、これに関連してそういう声があつたということ、今日実は大臣においでが願ひたいのですが、御多忙のようですから、その点は勘弁いたしますが、局長からその点をお伝え頂きたい。

○荒木正三郎君 今矢嶋君から質問になつておる問題に関連しておるので、これは私は相当不満です。そこで若干お聞きしておきたいのですが、地域別な考慮というものは全然払われていない。これは地域的考慮というものをその重視する必要があると思ひます。そのことは考慮の中に入れていただければならぬ。日本の産業教育、産業の中心は必ずしも東京にはないわけですが、そこがこの中にそういう教育の実際家の中からは関西からは一人も出ていない。これは文部政務次官にも言つて、文部政務次官はその点は十分考慮しますと、こういうことであつたから、私は実現されておると思つておつたのですが、何ら改善されておらない。それからこの中に労働関係からの委員を入れる。私はここに入つてい

る人よりもつと適當な団体もあるし、人もあると思ひます。ここでは労働関係からでは実家としては、国鉄関係から斎藤君、全鉄関係から原口君が出ておられますけれども、併しもつと産業教育に直接関係のある団体もあるし、そういう点、私は殊更に偏見を以てこれが人選されておるのじやないかというふうな気がするのであります。そういう点一つ文部省の方針を伺つておきたい。いわゆる産業教育というもののについて、地域別な考慮というものを考へておらない。これはどういふわけですか。そ

れから労働代表としてこれ以上適當な者があると思ひます。この人たちが不適當であるとは言いませんが、もつと適當な人があると思ひます。そういう点について意見を伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 地域的な点についての配慮がなされておらないという御批判でございますが、多少当局としていろいろお気持ちから言ひますと、御不満も存じませんが、全然考へておらなかつたわけではございませんで、地域的な、東京以外の地方のかた、教育界として関西は入つておらないようでございますけれども、大阪のかたも一人加えましたし、又長野のかたも一人加えましたし、多少の考慮は払つておるつもりなのでございますが、併しなおそれらの点について相當考へる必要があるのじやないか、こういう御意見に對しましては、私も決してそれを見ないがしろに考へておるわけじやございませんので、なお一つ今後の問題として考へさせて頂きたいと思ひます。それから産業関係の眞の代表者に入

る人を得ておらんじやないかという考へでございますが、これもいろいろ見方もおありと思ひますけれども、決して特別な偏見を以てこれを処置したり考へたりしてゐるという事は、これは全然ございませんのであります。いろいろ私もこのほうにおいて相談をいたしました結果、かようなことになつておるのでございまして、ただ先ほど御意見ございましたように、皆様がたと十分なる連絡を図らなかつたというやうな点については、これはいろいろ御批判もあるかと思ひますので、なお十分注意したいと思ひます。

○荒木正三郎君 私は産業教育ということ考へる場合に、これは殆んど関東に限定されているやうな形になるのですが、これは近畿にしても、或いは九州にしても、それは大きな産業の中心地があるわけですから、鉱工業の……そういうことはやはり私は十五名か二十名か知りませんが、相當数ある中で考へて置かないはずはないと思ひます。だからこの点を十分再考願ひたいと思ひます。それから私先ほど労働組合関係と言つたのは、この人が不適任であるというわけじやございません。この法案を審議する場合に、私は具體的に言つて、具體的に出たのですが、日本教職員組合の關係からやはり一人は入れるべきであるという意見がかなり大臣にも質問されたのです。私は日本教職員組合關係を必ず入れるという意見ではないんですけれども、全然考慮してないんです。これは實際さういふ方面から推薦するといふことが適當な措置だと思ふのです。そういう点私は御検討願ひたい、こういうことだけ申し上げておきます。

○矢嶋三義君 只今委員の選任について議論なされたのでございますが、最近私は我が国の行政府の一般的な動向を見ておるといふと、立法府で立法なされた後においてそれを運用する面になつては、少し行政府は立法府の意向というものを無視する傾向もあるやうに思ひます。文部省に限らず全般的にそういう感じをいたしております。法を運用するに當つては、行政府は国会でその法律案の審議の過程における速記録を詳細に熟読されて、そして立法府の意思が十二分に運用行政の面において現れるように、特に今後配慮するこ

とを私は法律案審議に先だつて強く要望いたしておきます。次に、先ほど局長から説明がございました問題について、小さいことではありますが、機会がございましたら、この際若干承つておきたいと思ひます。一諸に言ひますから、メソとしておいて頂きたいと思ひます。先ず第一番にお伺ひしたいことは、補助配分の方法をどうすべきかということです。もう一つと申上げますと、補助を行つ場合に一つの基準を設けて、その基準以下の学校には補助することができないというように、地方を束縛するやに承つておるのでございます。従つて地方はその自主性によつて適當なところに配分したいと思つても、文部省の補助配分の原則的な指示のために、地方教育委員会の思う通りにならない。従つてその結果というものは、比較的施設、設備のいい学校はますますよくなるし、レベルより低いところの、早急に施設、設備を圖らなければならぬ学校には、基準があつて補助金が配分されない。従つてそのでこぼこがますます激しくなる。従つて各県において補助配分をする場合には、その県の自主性と申しますか、県の意向が相當大きく取入れられて補助配分ができるように、是非ともそういうやうにしてもらいたいという声を各方面から私は承るるのでございますが、そういう角度から現在文部省がどういふ態度をとられており、更に今後どういふやうにされるつもりかということを承りたい。

それから次に承りたい点は、研究指定校、これは高等学校並びに中学校、両校でございますが、どういふよ

ておるか、計画養成はどういうように
されておるかということ、それから
需給関係はどうなつておるか。それ
から今後当局としては如何なる対策を以
て優秀な教員を確保されようとする

ころの構想を持つておられるか、この点は今答弁して頂きたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 最初基準の概要をお話申し上げます。基本的な方針といたしましては、さつき申しました

ように最も限られたる補助金において最も効果的な使用効果を挙げるといふことに眼目を置きまして、今回はその設備の補助でございますから、少くともその設備を補助して実効を挙げ得る施設を一つ持つていてもらいたい。この施設を持つておることと同時に折角物的な設備が整いましたも、教員組織が不十分でございますと、どうにもなりませんので、更にそれに相応する教員組織を持つていること、而もなお第三には国が補助いたしますのは御承知のように三分の一が原則となつておりまして、従つて本年度は幸いに起債がほ

隊五億でございます。三分の一はそれに負うことができませんというように、ことになりましたけれども、ともかくいずれにいたしまして、地方が三分の二を負担するようになくなりますので、それ〴〵学校設置者等においてそれだけの経費負担を確実にこれを果し得るといふようなことを大体一応根本的に考えた次第でございます。その他いろいろ細かくございますけれども、主な点をそういふふうな点といたしまして、なお補助金の対象となりますその課程に關しましては、先ほど申しましたように特別な例外なのは別にいたしまして、原則として同じ課程の中で

現有の設備が大体中位以上である。而もその設備は先ほど申しました設備基準からいいますならば、五〇％に達しないもの、こういうふうな実は狙いを打ちまして、大体各地方における総数の点については、専門課程を三十単位以上持つておられますものの中では半數以内にとどめよう、こういうふうなことを一応予算の限度から止むを得ず一応の目標といたしまして、それぞれ更に細かい点まで設定をいたしまして、その基準によつて実施をいたして参つたのでございます。それからこういうふうな国家補助に關しまして、少くとも三分の二は地方で負担しなければならぬということから、従つて地方における産業教育に關する経費は相當増加いたしてゐることは間違ひございませんので、随分相當無理をいたしたとしても産業教育に關する予算を増額いたしましたのが各地方の実情と考へておりますが、その金額等の数字をちよつと只今手許に整理いたしておりましたので、これは後ほど御返答申し上げますと思ひます。

それからその次に、教員養成の問題についての御質問がございましたが、私どもとしてはいろいろ實際面におつておる學校のかた／＼からも聞いておりますことは非常な教員になるための御承知のような課程、特別な負担がございまして、特に産業教育等の面倒な、而ももうささい、恵まれな仕事に従事する者のための先生となる特別の負担に耐えられないというふうな声をしばしば聞いておりますし、なお又技術教員としては従来試験、検定のあつたものがなくなつております。その不自由さ、特に又実習教員等については

相當その資格が緩和されておりますが、なおその狭きを訴えておられるというふうな実情でありまして、これらの点につきましては、先ほど申し上げましたように、地方教育審議会におきましても、教員養成並びにその資格について熱心な検討を只今続けられておりますので、審議会としても恐らく答申を出すことと思ひますので、それによつて処置をいたしたいと思つておるのでございまして、なお現状等については、教員養成課長も見えましたから、そのほうからお答えを頂いたら適當かと思ひます。それからなお、將來の計画等についてどうするかというお話がございましたが、これも一応教員養成課長のほうからお答え願うほうがよいかと思ひます。

○説明員(秋村鐵雄君) 今局長が申し上げたことに附加しまして、私のほうからちよつと現状を申し上げます。今矢嶋委員から計画養成はどうしてあるかというお話でございましたが、原則として義務教育に關するものについては、計画養成をいたしておりますが、高等學校教員の方は自由養成、つまり各大学で一定の単位をとればそれで教員になり得るという制度でございます。現状は従つて各大学におきまして、工業に關するもの、商業に關するもの、農業に關するもの、水産というふうなそれ／＼の専門の課程につきまして、一定の単位をとつた人が教職に關する単位を僅かとはば教員になり得るというところであります。現に教師課程を受けるのである学生の数は相當たくさんあるものであります。この意味から申しますと、免許状を持つておる学生の教員は必ずしも悲観すべき少数に過ぎないと思ひます。

せんけれども、併し問題は、そういう免許状を持つていても教員になつてくれない。これは産業に關するものにつきましては、教員になるよりも他の実業社会に出て働くほうが給与がよいといつたようなことが多く關係があるかと存じますが、併し現在の日本の給与の基準から申しますと、特に産業教育に従事する者の給与を高くするといふことは不可能でありますので、この点が結局問題の一番重点になるのじやないかと思ふのであります。

それから第二は現在の養成法によりまして、大学の専門教育という点では申し分がありませんが、併し高等學校の現場の教育に適應する教育や教科内容等を十分に自習して、そして学生の實習、実技というふうなことの教育に對しては必ずしも十分でない學生が出つてゐることはこれは事實であります。この点につきましては、免許自体は工業に關する科目とか、商業に關する科目とか言ひまして、何らの内容的制限を加へていないのです。ですから、大学当局にして若し高等學校にはこれ／＼の學科が必要だからというなら、そういうふうなカリキュラムを組んで學生に實習さして下さるならば、それができるようにしてあるのですけれども、これは決して我々の希望通りに動いていないのじやないかといふことを心配いたしております。現在の需給關係につきましては、何と申しましたも、工業及び商業に關する教師が不足最も甚しく、現状で申しますと、これは職業教育課のほうの推定も入りますが、高等學校において乙号表の場合を基準にして考へてみても、農業の教員が約三百五十名、工業が七百名、商

業が約八百名、水産が二十名不足しておるというふうな実情でありまして、これはいつまでも放置しておくことのできない実情だと思ひます。來年の四月になりますと、新設大学の卒業生が同期に多數出て参りますから、一時しのぎの意味でならば、來年の四月には相當数の産業科の教員が得られる、これは教員の上であります。併し質的に産業教育振興の重任を背負つて立てるような人というものが一体どれほど養成されてゐるかといふことについては、なお疑問の余地があると思われまゝ。今後はどうするかと申しますと、一つの方法はすでに農業についてはやつておるのであります。大学を指定いたしましたので、農業の場合ですと、十の大学の指定をいたします。そこで特に教員養成に重点を置いたカリキュラムを組んでもらつて養成をしてゐるのであります。工業についても今年度極く僅かという指定校を作りましたし、商業についても今考へております。來年度はこれは何とかブロックの一つずつという程度に産業科の教員の養成をする學部を指定いたしましたので、そこに特別に施設をし、人の力を貸して下さるようになつてほしい。今申し上げましたように本年は僅かに芽を出したばかりであります。來年はもう一つこれが組織的に行くようにしたいと思つて、今予算のほうの折衝をいたしております。それからもう一つは従來の産業教員の臨時養成所というふうなものには、一方で給費があり、一方で義務教育年限というものがあつたが、義務教育ではあつたけれども、就職義務或いは勤務義務といふものを課したのであります。このことが今日は不可能なのであります。

て、つまり義務を課して養成するわけに参りませんので、これが非常に困るのです。労働基準法が改まらない限り、併しこれは如何ともし難い。そこで止むなく來年度の育英会の學費貸与をこの産業科教員にならうとする者にこれを今小學校と中學校の教員に適用しております。教育奨励生制度の中に包括してこの産業教育に従事してくる學生に特別の便宜を図るということをしたしたいというふうな考へをしまして、このことも今予算を作つてゐるところであります。以上簡単に御答へいたします。

○矢嶋三善君 私、どうしてこういう点を伺ひたいのかと申しますと、今度の修正案の中に産業教育に従事する教職員の待遇に關してはこの特別な考慮というふうな項目がございまして、この点についてどうしてございまして、確かに産業教育の振興に當つては施設、設備もさることながら、やはり適格の教育者を得るということは私は非常に大きな要素になると思ふのでございまして。只今伺ひたいと思つたところ、さすがは主管課長だけあります。随分と御研究、計画的な考慮をされて、非常に敬意を表すと同時に立法府のものとして感謝申し上げるわけですが、この点について私も少し質問させて頂きたいと思ひます。今の大学で教員になるために教職課程を修めてゐる學生は相當數あるもので、その數の面からは心配ないというふうな御発言がございましたが、職業課程の教員になるべくその教職課程を受けてゐる學生さんは全体の大体何％くらいあるのか、それに一応伺ひたいと思ひます。それが一点でございまして。

て、つまり義務を課して養成するわけに参りませんので、これが非常に困るのです。労働基準法が改まらない限り、併しこれは如何ともし難い。そこで止むなく來年度の育英会の學費貸与をこの産業科教員にならうとする者にこれを今小學校と中學校の教員に適用しております。教育奨励生制度の中に包括してこの産業教育に従事してくる學生に特別の便宜を図るということをしたしたいというふうな考へをしまして、このことも今予算を作つてゐるところであります。以上簡単に御答へいたします。

それから参考に承るのであります。その教職課程というのはいかなる単位を要望されているのか。曾て私どもが学生時代には或いは商科大学とか、工業大学、或いは高等工業、或いは高等商業、高等農林、各種の専門学校に職業科教員の養成所というのがありまして、その養成所の生徒諸君は一般学生と同じ講義を受ける以外に教職課程の講義を受けるが故に、格別に教職課程の講義を受けておられたわけですが、従つてその当時かなりその教員養成所の学生諸君は一般学生に比しまして負担が重かつたわけですが、あの当時と現在の大学における教職課程を受ける学生の負担の加重というものは同じ程度なのか、どういふふうになつてゐるのか、その点伺いたいと思つてゐます。それからやや基本的になります。先ほど課長のほうからの御説明によりまして、指定校制を試みにやつてみて、今後これを推進しようと思つてゐる。予算折衝中である、こういう御見解を承つたわけですが、これは曾ての大学或いは専門学校に附設されておりました職業科教員養成所のような性格のものか、或いは今の大学はどうか皆さんがたが所望されるようなカリキュラムの構成をやらないうで、そういうふう指定せられたカリキュラムの構成を皆さんがたがくあるべきだと思つてゐるような線によつてカリキュラムの構成をして頂くように指定されようと思つてゐるのか、いずれかということをお答弁頂くと同時に、後者のような行き方と、それから戦前とられておつたところの大学或いは各種専門学校に附設された教員養成所、あるいは形で職業科の教員を養成する

のと、新しい時代における教員養成のあり方としていづれが可なりと、よろしいと専門家としてお考えになつていらつしやるかという点を伺いたいと思つてゐます。なぜ今私こういふことをお伺ひいたしますかといふと、職業課程の教員に優秀な人を確保するといふことは過去においても困難でありましたが、現在においても過去に劣らない程度に私は非常に至難な問題ではないかと思つてゐます。従つて若干理想から外れ、筋が通らないようなことでも確保するためには、言葉が悪いかもしれませんが、一つの方法的な方法も又止むを得ないという点もあるのじやないかと思つてゐますので、専門的に御研究なさつてゐる課長さんのほうにその点承りたい、こういうわけですが。

○説明員(秋村健雄君) 只今御質問の高等学校の教員となるべきものが教職課程をどうしてゐる人数でございまして、これは私が統計を持つていたつもりでございまして、中学校の分しか持つておりませんが、後刻別に申し上げます。今の教員養成の場合におきましては、高等学校ですと、大体教職課程は原則は二十単位なんです。教職は専門以外にですね。ところが職業に関する或いは産業に関する教員の場合にはこれをこの前の国会で十単位に減しました。従つて産業科教員の得難いということとを緩和するために教職課程を半分に減らしたといふことは、やはり特別に考慮をいたしたつもりなんです。ところがこの十単位を更になくしてもいいじやないかという議論も或いはおありかとも存じますが、併し御承知のように新制高等学校の新時代の青年の教育といふものにつきますと、単に知識を持ち、技能を持つてゐるというだけではそれを教育することはいふまでもないかと考へるのであります。最近御承知のように大学でいろいろ問題が起るといふことをよく申しますけれども、その基礎といふものは現在のいわゆる高等学校教育に重大な問題があるのだ。このときに當つて青年の心理を承知し、教育の本義を理解し、或いは自分の専門に教える教育の方法について十分な識見と技能を持つておることがやはり私は是非必要だと考へまして、教職課程はなくてもよいという議論にはどうも賛成しかねるのであります。そこで問題は、そういうふうな特別の教職課程を要求するのならば、別個な形で教員養成の単科の大学を作つたらどうか、例えば産業教育大学とか、或いは農業教育大学とか、工業教育大学とかいふものを作つたらどうかという案もあり得るのであります。そうなりますと、今度は又昔の師範学校が孤立的な教員養成をやつたと同じ弊害を生ずる危険性が多分にある。でき得ますことでしたら、やはり一般の他の学生と共に生活を共にしながら、我々はあえて教育界に身を投ずるのであるからと言つて、この十単位の教職課程をとるほうがよいのではないかと、この点については他の要素がこれに含まつて参りますので、その簡単に結論は出ないかも知れませんが、少くとも孤立的な養成政策といふものはとりたくない。然らばその次は今度は今の養成法はいわば軍隊語ですと、伍間増加法、つまりほかの学生の中に、伍間に増加して入れておいて、教職課程だけ特別にとらせる、こういうやり方、この伍間増加法とい

うのは教員になるために特に必要なカリキュラムの編成を困難にさせるということとでもちよつと困るのです。そうしますと、問題は今度は教員養成の目的を持つてその産業教育学部に入つていながら、而も独自の養成のカリキュラムに従つて学修のできるような組織を作つてやる。これをやるためには各産業の教育に従事しておられる学部がそういう態勢をとつてくれるように産業教育に對する十分な理解が必要である。最近幸いなことに農学部はすでにそういう十分な理解に達して、独自のカリキュラムを作つております。極く近く工業教育の面もそのことに着眼されまして、工業教育のほうでも本年度中には何とかそういう研究をして、来年から新しい組織に行くようにしたいものであるという熱意を現わしておられます。これには若干のその方面の教授の陣容の強化ということも必要かと存じますので、そういうことは来年度の予算の上でこれをやらなければならぬかと考へます。

要するに産業教育の教員養成といふものは非常に困難な、複雑な問題でありまして、あなたがたに産業教員の不足といふことだけにこだわつて特殊部署を見たいものを作ることとはよろしくないので。もう一方では計画養成といふものを徹底させればさるほど、クローム・シヨップ・システムになりますので、他の産業の学部から出た学生が教員になれないといふことはよろしくないのである。このところ、が今度の非常に重大な問題でありまして、私はむしろこれは問題の中心は産業科の教員の待遇問題であるといふところにあります。大要お答えすることがむずかしくて、事態そのものが非常に複雑でありますから、すつきりした線を申し上げられなくて恐縮であります。今数字が見えましてから、ちよつとお答えしますが、農業について申しますと、学生総数の大体二〇%の学生が教職課程を履修してあります。一割ですね。例えば一万三千二百五十四の農業の学生がおりまして、その中で、千六百五十四人が教職課程を履修してあります。それから工業の場合で申しますと、二万四千三百三十五のなかで三千五百三十一人が、つまり一五%の者がこれを履修してあります。商業の場合は七万八千四百五十五の学生のなかで二千八百九十九、四%が教職課程を履修してあります。大体そういうようなパーセンテージであります。

○矢嶋三義君 結局今度の法律案の第三條の三というのには産業教育振興のための教員の確保の條が第三條の三に現れて来ておると思つてございしますが、従つてこの点を抜本的に解決しなければ、教員を確保する場合に若干の待遇をよくして、よその如から引張つて来ようといふような考へ方では確保できないのじやないかと考へるのであります。只今の答の数字によりまして、まあ商業が四%、一番少いといふようなところ、なか／＼みな慎重だと思つてゐます。これらの単位を履修しておる諸君が皆教職に就かれたならば、さつき課長のほうから答弁がありました乙号基準ぐらゐは充足できるのであります。

○説明員(秋村健雄君) 大丈夫でございします。

○矢嶋三義君 乙号基準は、御承知の

ように最低のものですに甲号基準に達していなければならないようになつておりながらも、いろいろな事情で未だに乙号基準が充足されない状況にあるのでありまして、その点から申上げても私は相当問題があるのじやないかと思ひます。

もう一点、これに関連して伺ひますが、先ほど局長のほうからも検定制というものがちよつと言葉に出たのですが、曾つて文部大臣は、検定制も育成したいというような極めて漠然とした御発言を本委員会でもなされたことがあるのでありますが、教職員養成課長として、検定制というものをどういふふうにお考えなされ、更に現在の、これもまあ職業教育の教員だけに限らないのでしうが、一般的に教員の質的、量的確保という立場からどういふような御研究の過程にあるのか、それを承つておきたいと思ひます。

○説明員(秋村敏雄君) いわゆる検定制、試験制度の得失につきましては、いろいろな面から検討いたして参りまして、最近教員養成審議会のほうの見解も徴した結果、現在進んでおります結論は、これは併しまだ決定と申上げかねますので、やがて中央教育審議会というものが発足いたしますと、そのほうに諮つて、文部省の政策としてこれを決定して頂かなければならぬとせんので、そういう段階にあることを御承知願ひたいのですが、現段階におきまして、私どもがこれならばと思つておりますことは、従来のようにただ一度試験を受けて、或る種の免許状を一遍に取るということには弊害があるのじやないか。そこで例えば六単位とか、四単位とかいう程度の試験を一回

にやる。そうすれば負担が非常に軽くなりますので、本職をおるそかにして試験勉強するということがなくなると思ひます。そういう単位を手えつつ検定をやつて行くというやり方は如何でしょうか。そしてこれを各大学に委託して、検定料をとつてもいいから委託して実施すれば実施は割合に早くできる。そして今の認定講習というふうなものによつて単位を得られるばかりでなくつて、この自学自習に基づく検定によつて単位がだん／＼得られて上級に行くことができるということになると、非常に仕合せじやないか、こう考えまして、先ほど申上げました中央教育審議会の御賛成が得られるならば、私どもとしましては、二十八年度の予算にこれを現わしたい、こういうふうにご考慮を願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 私は先ほどの局長の一般的な法運用に関する説明に関連いたしまして質問をこゝまで続けて参つたわけでありまして、先ずこの補助配分についての原則、並びにそれに伴うところの学校差を生ずるという点については、局長から飽くまでもこれは原則であつて、而もこれは本年度止むを得ずとつた方針であつて、でこぼこのできつつある点は認め、それを何とかしなければならぬという答弁を頂きましたので、これについては今後或る程度原則でございまして、中央教育審議会の裁量の範囲をできるだけ狭げて運用されるように一つして頂きました。

承りましたし、なお文部省の所管課においても鋭意研究されているようでございます。やや具體的な構想も承つたわけでございますが、ともかく現状からして質的、量的に十分確保できるように早急に審議会の答申も促進させると同時に、文部省内におきましても研究対処して頂きますよう切に要望いたしまして、田中局長の一般的説明に対する質問を一応打ち切ります。教職員養成課長、時間があつておいで願ひます。今質問するのは余り適当でないと思ひますので、後ほどもうちよつとお聞きしたい点がありますので、差支えなかつたら暫くおいでを願ひて頂きたいと思ひます。

○岩間正男君 私は簡単に一点だけ伺ひたいのですが、それはこの国庫補助分の六億六千六百万円、すでにこれに對して配分の方法が決定されたというところでありますが、これに對するその裏付としての地方財政の負担、これはどういふ方法で而もどういふふうな負担分として地方の負担、これはどういふ方法で而もどういふふうな地方の財政的補助をやつて行くのかどうか、こういうことはどうなつていくのか。それからこの補助金の交付時期はいつになるのか、そしてそれはやはり一県々々というふうに分けてやるのか、それと関連しまして、地方財政のほうではどういふふうなそれを負担するのか、そういう点について具體的な大体検討はされたと思ひますので、そういうことについてあらましの点をお聞きしまして、それについて二、三質問したいと思ひます。

○政府委員(田中義雄君) 本年度は幸いにして地方起債を約五億圓認められましたので、国庫補助三分の一、三分の一は起債、それ以外の純地方財政負担が三分の一、ほぼ当初予定をいたしておりました実を挙げ得たと總括的に考へております。それで私どもがそれぞれ地方に割当を決定いたします場合に、最初方針として申上げましたように、三分の二地方負担については確實に地方の予算においてこれが保証し得るものか、その確實さについてははほど慎重に要求もし、又調査もいたしたのでございまして、それ／＼地方予算にすべし計上いたしてその議決を経ているものが大部分でございまして、地方において負担をするその確實さにおいては間違ひなからう、かように見通してゐるのでございます。それでおこの地方財政におきましては御承知の平衡交付金制度もございまして、従つて間接ではございましてけれども、起債が三分の一、更に又地方の財政についてのまあ間接的な平衡交付金というものがそれ／＼の補完作用をしてくれることと考えてゐるのでございます。それから国としてはすでに先般最終的な割当の通知を各地方に出しまして、従つて国としては間もなくそれの交付を始めることになるのでございまして、それは先ず最初の四半期に約五〇％、それから随時その次に四〇％、最後にこれは年度末になると思ひますが、まあ一〇％、こういうふうな三回に分けて國としては補助金の交付をいたすことに相成ると思つておりまして、第一回はそのうちもう近く確定次第交付することに相成ると予想いたしております。

○岩間正男君 まあ大体内訳は地方起債のほうで五億というふうなことになりましたと、地方財政の負担部面はまあ八億四千万圓ばかりになりますね。そういう配分になりますね。そしてそれがすでに地方の議會では殆んど議決されて確實にその裏付ができるというところにありますか。そういうふうなものではまあ地方と照会でもして、そうしてはつきり確認でもさせるといふ手段をとられたかどうか。それからこの交付の仕方ですが、これはどうなんですかね、今のような場合のように、まあこれは國家の交付の仕方はこういうこと、一応四半期ごとに分割するといふようなことがすでにまあ行われてゐると思うのですが、これは受けるほうの側になると非常に煩瑣で、そしてそこで施設を総合的にやるということが非常に難しくなるのじやないか。無論これは地方財政のほうで一時随つておいて、その補助を見越して随つて一時繰り越すとか、そういうふうには措置はとつてゐると思うのですが、もつと何というか、これだけの非常に少額の補助、それを又分割して五〇％、四〇％、一〇％というふうなやり方をすると、非常に事務的にも煩瑣になるので、そういう点からいへば施設を十全にやる点で支障が起るというふうなこともあり得ると思ひます。こういう点についてどうも何か方法がないのですかね。具體的にこういう点はどういふふうな検討がされてゐるのですか。

○政府委員(田中義雄君) できまゝなら、全部一括早く交付いたしますことが最も適當なものでございまして、けれども、まあ國の収入自体も御承知のように月々分れて入るようなことで、もう全般の補助金、交付金等がそれ／＼分割して交付されてゐる実情は、これは

御承的の通りでございますが、ただ具體的の問題については、特に地方の先ほど申しましたように議會等においてはつきりと予算を議決し、而も確實に間違いないというふうなもので、特殊な場合においては必ずしもこの原則を守らなければならないというふうなこともない、個々の場合におきましては、これはできないこともないかと思うのであります。併しこれは他との関係もございまして、よほど慎重にやりませんと、公平の原則を失うことになるかも知れませんが、併し先ほど申しました総額に於いての補助額としての割当につきましては、大体まあすでに第二四半期、第三四半期、第四四半期と分けてやることになっておりますので、その中で操作については多少考えられないことはないものであります。

○岩間正男君 これは六・三制の補助の場合すでに試験済の問題だと思つて、今の問題は……六・三制の校舎建築の補助がやはり分割されました、そうしてなかくどうも最初予定通りそれが入らない。そこへ持つて来て御承知のように物価の変動が非常にあつた。こういうことで、實際地方の財政にとつては非常に迷惑を与えておる。あの時分よりは物価の変動の線というものは安定しておりますけれども、それにしても物価の変動というものはあるの、こういう点からやはり今の問題を、殊にそれほど大きな額でもないのに分割で補助されるという点が起つて来ますと、なかくやりにくい。實際その局に當る面になりますと、果との交渉とか、それから文部省との折衝、大変なことだと思つた。

で、そういうことでも僅かばかり施設を増加するために一人か二人ばかりきりにならないけれども、誠に御尤もでございまして、私もできるだけのところ、いろいろな御趣旨に即ちうに将来も考へたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) 最初に、補助金を折角交付いたしますなら、その

目的に副つて成るべく地方に支障を来さないように更に考慮すべしという御意見でございまして、誠に御尤もでございまして、私もできるだけのところ、いろいろな御趣旨に即ちうに将来も考へたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) だん／＼予算その他の折衝をいたして、現実に即して修正変更しなければならぬ。実績でございまして、当局において最初立てました計画は二百億、それを五カ年計画でやりたいという案は計画を持つたのでございまして、これは相当更に修正の余儀なき実績に至つております。

○岩間正男君 もつ一点伺つておきます。それでは今度の補助金の交付内容は産業別にどういふふうになっておりますか。

○政府委員(田中義男君) 今回の補助として支給をいたしますもの、仮定数を申し上げますと、農業において四百二十八件、金額を申し上げますと、一億百五十万円、それから工業において四百七十九件でございまして、これが三億二千五百五十万円でございます。それから商業において三百二十一、その補助金が六千五百五十万円になります。それから水産は、五十五の仮定数で、その補助額が二百五十万円です。それから最後に家庭科でございまして、これが仮定数において五百五十万円となりまして、金額において五千二百五十万円でございます。さうしてに相成つております。

○委員(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(梅原眞隆君) 速記を始めます。
午後一時五十分開会
○委員(梅原眞隆君) これより文部省教育振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。質問のおありのかたは御質問を願ひます。
ちよつと速記をとめて下さい。
〔速記中止〕
○委員(梅原眞隆君) 速記を始めます。
○白渡瀧米吉君 私は提案者のかたがた並びに政府に、文部省に質問をいたしたのであります。今第三案を改正されたのであります。この第三案の改正というところは、結局国が産業教育というものの振興を図ることに努めなければならぬというところを新らしく入れられた。以前はこういうものに対して、地方公共団体のそういうもの、それを改正して「産業教育の振興を図るよう努めるとともに」ということを特に入れられたのであります。これは私は恐らく日本の今後の経済自立上、産業教育というものが非常に重要であるというところのために、殊更にこういうふうな改正をされるのであると思ひますが、どういふ目的を以てこういうふうな改正をされるのであるか、その点を提案者の御意見を伺ひたい。併せて文部省の御意見を伺ひたいと思ひます。

○委員(梅原眞隆君) 御質疑になりましたお氣持を我々は十分体しておるのであります。さういふ意味におきまして、全般的な日本の教育施策というものは、他の施策に比較いたしますと、非常に低位にあることだけは事實であります。これは如何なる部門の差別的なく、全部私は非常に低位にあると考へるのであります。無論この全体を高めて行くべきものだと思ひます。併しなから特に産業教育というものに優先して力をいたすべきだといふ

この気持ちを表面に具現するという意味におきまして、この年度の第三条の改正になつたのでありますが、同様にそれに加へまして、国の責任という責任を明確にいたしたい、国がやはり先頭に立つて産業教育の振興を図るべき責任があるという責任を一つ明確にいたしたい、こういう意味で特に改正をいたした次第であります。

○政府委員(田中義男君) 文部省の立場においてこの改正案を見ます場合に、御承知のように第三条は地方公共団体及び個人、産業教育振興のためにいたしますその施策について奨励をしるという事になつておりました、国自体が直接みずからなすことについての規定ではございませんので、かような規定を改正することによつて産業教育の振興は国自体においても当然みずからやるその施策の中においてその振興を図らなければならぬ。こういうふうな規定されるのでございまして、私もさう考へておるものであります。たしなむと考へておるものであります。

○白波瀬末吉君 提案者の説明は私はちよつと承ができませんが、何だか国だとか、或いは産業振興とか、産業振興法なんだからと、そんなことは当然な話なんです、どうも意味がはつきりしないのですが、文部省の今の御意見は地方の公共団体に對してまあ助成をするということのみであつたが、今度は国も直接やると、こういうことで、そういうことなんだろうと私も実は思ふのですが、そこで私は今国内におけるすべての重要産業、或いはすべての産業の中心になつて本當に技術的の中心になつておるのは、元の専門学校の卒業生があらゆる場面に

おいて技術の中心になつて、而も日本の産業の振興というものはそれによつてできておるといふことは皆様がたよく御承知だと思ふ。ところがそれらの専門学校がことごとく大體新制大学、大学に昇格した、新制大学の形をとつておる。ところが現在の実情を見ると、元の専門学校のときよりも遙かに劣つてゐる。殊にそのいづれの専門学校においても一つの特色を持つて、その非常な大きな力になつて結び付いておつたのだ、最近においては大学にはなつたけれども、その実質たるや非常に粗末で、而もいづれな設備があつてもそれはもう全然見本に過ぎなくて、実験はされてない、実験はできないのである。そういつたような形にあるので、實際面において今後日本のいわゆるすべての産業を経済自立の上から、又いづれな賠償の問題の上から、これほど技術のやましく言われておるときに、一概に大学だと言つて片付けるのじやなしに、やはりここに新しく第三条に改正を加へられたということ、国が直接産業教育に力を入れるのと併して、一方地方公共団体のものにも助成して行くと、こういう意味からこの特殊の、いわゆる新制大学は国立であるからというやうなことでやらないで、これも或る程度この振興法によつても考慮すべきであると思ふのでありますが、その点に對しての御意見を伺いたい。

○政府委員(稻田清助君) 只今御質問のお言葉のうちにございしました御意見、誠に我々といひましたしでも適切に考へておるわけにございまして、新しい制度によりまして高等教育を改革

いたしたけれども、この新しい大学はもとより職業人、社会人という養成に重点を置くわけにございまして、殊に技術教育の面におきましては、産業界の進歩にたします実情に伴ひ、或いはこれに先んじて教育するところがあるべきであるといふことは我々常に念願いたしております。ただ財政その他の状況によりまして、御指摘のごとく今日技術教育関係の学部の施設その他非常に不十分でございするけれども、こういう点におきましては、国においても十分力を努めますと共に、實際に産業界の御意見等も十分教育計画に反映いたしますように考究いたしております。

○白波瀬末吉君 まあさういふ答弁でありまして、併し實際今後の事業というものの進歩の状況から考へて、どうしても或いはまあ昔で言つたら甲種程度、つまり中学程度、今で言うところの高等学校というのですか、そういう程度のものでこの各種事業の進歩のいわゆる速度に合はして、さうしてそこに本當に世界各國の技術に伍して推進して行くといふことはそんな程度のものではできない。實際今までの専門学校の程度でもまだ不十分であるのです。然るに現在にも、……全国の専門学校というものは非常にそれ、特色を持つておつて、さうして事業そのものがあつたやうな生み出されて行くといつたやうないわゆる非常な權威を持つておつた。ところが最近はその權威はすつかり失墜してしまつて、何れもこれ一律に新制大学であつて、何れも特色を持たないやうなふりになりつた。ここに力を入れないうで日本のいわゆる技術水準を上げて行くの

だ、或いはこの日進月歩の時代に処してこの産業を推進して行くなんといふことは考えられない。小学校を卒業して、いわゆる今の高等學校程度のそこにはえらい期待をしてもそれは恐らくできないのだ、そこらでは一つの基礎をやるのだ、それから進んでその基礎を基にして本當にいわゆる最近の時代の進歩に即して研究を進めて行くといふことは、結局もう一つ上の學校でなければならぬのだ。その學校が設備もできない。あたら設備もそれは錆びてしまつてただ見本に過ぎないといふやうな事になつておる現状は勿論當局もよく御承知であると思ふ。これに力を入れないで、えらい技術でやるか、或いは世界のこの進歩の状況に伍して行くといふやうなことを考へられないか、こゝろは非常に考へを待つておつて、それで折角のこゝろ振興法ができておつて、而も第三条が改正されておきます。その点に對してもできるだけの力を注いで行く途を開いて行くといふことは當然なことである。これはもうとにかく本當に中等學校程度のものよりやらないのだなんといふことを考へておるそのことが私はおかしい。ところが半面から言つて、予算云々といふことを言われるけれども、予算といふものはこれは今年の予算は今年の予算、来年はそれは又必要に應じてやらなければならない。私はさう狭い範圍に考へられることは……、産業教育なるものはもつと真剣に考へるべきものじやないかと私は思ふ。

○政府委員(稻田清助君) 只今のお言葉の御趣旨のように私に答へたいことは、決して今日の不十分

な設備を以て満足しておるものではないのであります。又各技術関係の大学学部のそれ、特色を發揮するように持つて参りますといふ点につきましては、文部大臣もさういふ点につきましては、例へば浜松の工学部がテレビジョンにおいて特別にぬきんでゐるとか、或いは山梨の工学部が醸造工学に特色を持つとか、それ、産業界に對して權威ある一つの力となるやうな、工学に特色をつけるようにします。すなはちこれを実際工業部門と……例を工学にとりまして、工業教育と密接な連絡を持たしめるといふやうな点につきましては、最近工業教育研究集會の工業界のかたと、學校の研究者或いは教育家のかたと共に御相談する機會を作りまして、本年におきましては各地区々々に、又全国的にこゝろした實際家と學校のかたと、と相寄り協議いたしまして、如何なる方向に工業教育を指向すべきかといふことについて十分御協議願ふという態勢を今日作りつた。ある次第でございまして、只今お話しまして今後とも努力をいたしたいと思つております。

○白波瀬末吉君 最後に一言お聞きしますが、さうすると何ですか、この産業教育振興法の一部を改正する法律案の中の第三条の一部をさういふふうに変へられたことは、結局大学というやうなものは、ここからは全然除外するのだ、こゝろ前提の下に私は産業教育の振興を図ることに努めるといふことと、それはどういふ意味でこゝへ入

た、或いはこの日進月歩の時代に処してこの産業を推進して行くなんといふことは考えられない。小学校を卒業して、いわゆる今の高等學校程度のそこにはえらい期待をしてもそれは恐らくできないのだ、そこらでは一つの基礎をやるのだ、それから進んでその基礎を基にして本當にいわゆる最近の時代の進歩に即して研究を進めて行くといふことは、結局もう一つ上の學校でなければならぬのだ。その學校が設備もできない。あたら設備もそれは錆びてしまつてただ見本に過ぎないといふやうな事になつておる現状は勿論當局もよく御承知であると思ふ。これに力を入れないで、えらい技術でやるか、或いは世界のこの進歩の状況に伍して行くといふやうなことを考へられないか、こゝろは非常に考へを待つておつて、それで折角のこゝろ振興法ができておつて、而も第三条が改正されておきます。その点に對してもできるだけの力を注いで行く途を開いて行くといふことは當然なことである。これはもうとにかく本當に中等學校程度のものよりやらないのだなんといふことを考へておるそのことが私はおかしい。ところが半面から言つて、予算云々といふことを言われるけれども、予算といふものはこれは今年の予算は今年の予算、来年はそれは又必要に應じてやらなければならない。私はさう狭い範圍に考へられることは……、産業教育なるものはもつと真剣に考へるべきものじやないかと私は思ふ。

度の予算として、現在の実情は御承知のように一萬部以下の発行部数を持

ておるものが全書数の二百二十三の
で六四%も占めておる実情でござい
すので、取りあえずその中の十七種
を文部省の直接特別な措置として、
ずからの編纂において十七種類、予
から申しまして三百八十万円償い

使つて然るべき適當なる編集をいたしまして、そうしてその出版ができますような計画をいたしておるのでござります。

○矢嶋三義君 第三条の四については、少しあつたところと今迄明確に取扱へなかつたところがあるのでございますが、その中に、

たのですが、十七種類に対して三百五十万円の予算であつたのは、うで編集される、こういうわけですか。

○政府委員(田中義男君) 編集を文部省においていたすつもりでおります。出版は別々それからの手続を経る会社

から出版させることになると思います。

○矢嶋三義君　それがいわゆる天野さんが言っておつた標準教科書の意味になるのですか。それとね、十七種類というのと、職業課程に分けるとどういふ

割振りになつておるのか。それから編集する場合に編集員というものはどういうふうにされるのですか。それからそれとも関連しますが、特別の措置を講ずるといふのは、そういう形で三、四百万円の予算で今後やつて行きたいと

○政府委員(田中義男君) 編纂の教科書の内容は農業、工業、水産に関するものでございまして、なお文部大臣のいうことを提案者においても政府委員においても考えられておられるのか、その点明確にして頂きたい。

無理があると思います

びに奨励というものを内容として私は規定していると思うのです。殊にこの第三条の前に、国の任務とあります、そこに「地方公共団体が左の各号に掲げるような方法によつて」云々と、はつきりとここに掲げて地方公共団体ということまで書いてある。だからこれ以上申上げませんが、要するにこの母法をずつと読んでみますと、飽くまでも公私立の大学以下の産業教育の振興を図るために奨励、援助的に国庫から若干の補助をなす、こういうところに私は立法の精神があるので、従つてこの法律によつて確保された予算を国立学校のほりに向けるというのは間違ひであつて、この精神に従つて、国立学校の予算内において産業教育振興の予算を確保することによつて国立学校の産業教育を振興すべきものである、こういうふうに私は考えるのであります、これに対する先ず政府委員の見解並びに提案者の見解、両方承わつておきたいと思ひます。

○政府委員(田中義男君) これは特に提案者のいろ／＼なお考えもあるかと思ひまして、それを私も伺いたいと思うくらいで、ちよつとどうかと思うのでございますけれども、私の考えているままを率直に申し上げますと、恐らく先ほど御質問のありました趣旨は、この法律によつて国立の大学等にも堅実な補助ができるようにという意味においての御質問であつたと思うのでございます。併しお話のように、この法律の建前は確かに公立、私立の学校を国が奨励をして行こうという建前でございます。まして、ただ一、二の字句を修正したからといって、それによつてその目的にこれを適用しようというのは私は少し

無理があると思います。

な奨励をするというこの法律の大部分の趣旨から申しまして、私どもも疑問に思いますことは、国立の学校は国みずからの責任においていわゆる直轄をいたしておりますので、みずからがみずからを奨励するというのも誠に妙な論理でございまして、その点でも実は割切れないものを感ずるののでございします。この第三条の修正案がございましたのは確かに具体的にこの法律によつて補助をしようという事柄を離れて、ともかく産業教育振興について国が単に地方公共団体を奨励するということのみでなしに、みずからもみずからのなし得る手段、方法において十分それについて努力しろと、こういう事柄として大いに意味があると、かように考えておるのであります。

○衆議院議員(若林義孝君) 大體御発言になりました意味であります、私からも明確にいたしておきたいと思うのであります。この法律の対象となりますものは、当然受けるべきものであります。それだけでも、法的根拠のなかつたものに法的根拠を与えて、振興、助成、補助、負担をしないと、こういう意味でございます。そういう意味において国の財政的援助というものの対象が公立学校、私立学校というものにのみ限定をされておるのであります。国立学校におきましては、国みずからが行うのでありますから、援助或いは負担、或いは補助というような文字は伸び得ないのであります。国自体の力によつて大いに確保しなければならん、これで大體御要求なりましたことに對しては實は充たしたと思うのであります、なお先ほど私がお答えいたしますが、

しております中に補足しておきたいと思うのでありますが、いわゆるこういふ法案ができ、又国から地方の公共団体が行いまする産業教育を振興するることによりまして、国家自体が行うべき大学の施設も大いに拡充の機運が醸成されて来ておると、こういうお話をいたしておたのでありますが、そういう意味において、何と申しますか、法制的に国の学校の施設を拡充しなければならんという有力な輿論が生じて来て、大学の施設もよくなることになつて、大学の施設もよくなることを發することが望ましい、こういうことを發言いたしておりますときに矢嶋さんがお入りになつたと思うのでありますが、この法案と国立学校とは別個のものであることを明確にいたしておきたいと思ひます。

○矢嶋三義君 あと二点で質問を終りますが、大学学術局長お帰りになりましたね。

○委員長(梅原眞隆君) 帰りました。
○矢嶋三義君 帰るときには断つて帰るようにして下さい。

私はもう一点で終わりますが、さつき岩間委員のほうからも触れられたようですが、私もお伺いしたいと思うのでありますが、これは提案者にすすけれど、この産業教育振興法が昨年の国会に上程された時に、一番問題になつたのは財政面の問題であつたと思ひます。当時一番懸念されたことは、産業教育振興の機運が醸成しておるときにこういう法律案が出るということ、は結構である。けれども、地方財政の更実情からこれが地方財政を圧迫し、更にこの法律案に伴う地方公共団体の支出増が他の教育面にしわ寄せしてはならないところが一歩懸念された

とこゝろだつたと思う。確かに午前中の政府委員の答弁の一部からも察知されるように、国が六億六千六百万円支出したのに応じて地方公共団体も相当見るべき施設がされていると思うのですが、その結果はやはり地方公共団体に非常に重圧を加えているわけですね。当初この法律案が原案として出たときにはこの十五条のところに経費は二分の一を負担するというのがはつきりと数的に現われておつたのが、最終

ら、結付けようと思つたら結付けられんことないですな。そういうことをうまいこと言つて、もう少し防衛力予算を、大橋さんの予算を文部の関係に取ることとはできないでしようかね。これは少し冗談に外れましたが、経費の二分の一、この数字は原案の原案であつたときは私通して頂きたかつたのです。が、どういふふうで原案を取られたのですか。更に今後お考えがあるのか、その点は非承わりたいと思う。

○衆議院議員(若林義孝君) 仰せの通りでありますが、最初原案に二分の一ということが謳つてあつたのであります。その当時は司令部との交渉が必要であつた。少し内容を申してみますという、このときにこの二分の一を削除することを示唆された。この二分の一を削除することを示唆したときの司令部のほうの心持、又我々がこれを受話しずしたところの心持というものは、二分の一を出す負担能力のある所でなければ、二分の一を受取れない。そうするならば、これは二分の一を明記するということは財政力のある所に厚くなつて来る。先ほど岩間さんが言われたように、財政力のない所には依然として薄いというこれ極めて不公平な事柄になる。財政力の弱い所へでも相当必要ならば援助が与えられるという精神でなければならぬという意味で、これはまあ最も理想的のものでありますので、私たちはこの原案から二分の一を削除することに努力をして御審議を願ひ、これが成案となつたわけでありませう。それでまあ我々の不勉強のところもあつたと思うのであります。が、これを主として、これを基礎としたしまして、大蔵当局に財政的の折衝

をいたしましたときに発見をしたのであります。また、義務教育は二分の一、義務教育以外は三分の一という大原則があるのだそうであります。これは大蔵省だけの原則じやないかと僕らは思うのでありますけれども、併し鉄則のごとくこれを守られておる。で、まあ六億六千万円というものが取れたわけでありまして、これがいわゆる三分の一に相当をするということになつたわけでありまして、この大原則を要えるところまで私たち行かなければならんと思うのであります。とにかくこの三分の一ということになつた。そこで地方財政に非常な重圧を加えるという虞れがありますので、一応補助の形式はそうだが、幸いにして平衡交付金という制度があるのでありますから、この中に十分一つ加味してもらうということが必要であるという、この意味から地財委との折衝をいたしましたのであります。が、地財委といたしましては、まあ非常に好意的にこれを考えまして、二分の一を平衡交付金の需要額の算定基準の中に織込んでおると、これは委員会において明言をいたしております。それから他の三分の一は、まあこれを補助というわけにも行かず、平衡交付金の中にも入れることができないというので、これを取りあえずこの起債に仰ぐということでまあ骨折つたのであります。が、このことについては、関係の学校、学校教育関係のかたたちも非常に御努力をせられたのであります。が、難点になりますところの事柄は、起債というものに仰ぐものは施設でなければならん、こういふわけです。ところがこの目標になつておりますのは、設備であります。ところが工業学校関係

係なんか見ますというところ、火事がいつても焼けないというものもあります。設備であつても……。それから施設でも焼けたら灰になる施設がある。焼けても灰になるような施設は起債がある、焼けても灰にならないところの機械のごときものは起債の対象にならないというの、甚だ不都合だということ、まあいろ／＼折衝を重ねたのでありますが、これは私は地財委としては極めて、好意的だつたと思うのであります。非常に産業教育の重要性に好意を持つ考え方をせられまして、設備には起債の対象とならないという方針を非常に緩和されまして、産業教育設備のものに對しても、大体起債を認めるといふ方針で起債を認められたのであります。ところが先ほど来もお話がありましたように、各府県それが徹底を欠いておるのでありますので、三分の一は國家、三分の一は県、三分の一は地元負担、而もこの地元負担を要求されるようなことがありますというところ、むしろこの産業教育振興法の成立を恨むような状態が起つて来ておるのであります。この点はこの立法の趣旨、財政措置の趣旨を各府県に徹底することによりまして、緩和して行くべきではないかと考えておるような次第であります。私の承知いたしております洗いざらいを申上げて、御了承を願いたいと思います。

○矢嶋三義君　もう一点……。只今提案者は二分の一を落すことについては、経済力の弱い設置者をいじめることになるから、だから経済力の弱い所も十分補助ができるように云々というような仰せがあつたけれども、昨年もうそういうことを申されたと思う。非常

に結構な考えだと思う。果して行政府は運用面でそういうことをやつていいのかどうか。私は今日冒頭に、その審議の過程並びに結果を尊重して、行政府は運用しているかどうかということを一先問題にしたのですが、事實はそれと逆に、公共団体が強くて予算をたくさん組めば組むほど、あれは熱心だからというので出す。そうでない所は不熱心だと言つて、弱い所は弱いほど補助金が行かないというように、實際は運用していると私は見えています、如何でございましょうか。

○政府委員(田中義男君) 当局としては、それ／＼の地方から御提出になりました資料に基きまして、私は公平な措置をしていると思うのでございしますが、ただ實際問題としては一々それ／＼の学校を見て歩くわけじゃございせんから、各地方からのお話によつて取捨按配もいたしておりますので、相当実情に即した配分をやつておると実は考えておるのでございますが、(その通り)と呼ぶ者あり) なお先ほど申しますように、何も基準は石のように動かないものじゃございせん、基準の中にも例外を認めているように、ちゃんと規定もございまして、なお機会あるごとに私どもも實際に即して例外の場合にはよく御相談をしましょう、こういうふうに申上げて来ておるのでございまして、適切な処置をしたと実は思つておるのでございますが、なおいろいろ御批判等についてはよく玩味いたしまして、将来の一つ参考にいたしたいと思ひます。なお、今朝もいろいろ御意見等は、一つ十分によく肚に銘じまして、将来御期待に副うようにい

たしたい、これはもうすべてについて考えておきますので、さよう御承知頂きたいと思ひます。

○矢嶋三義君 最後に、この点は私警告を発しておきますが、提案者において、更に政府において努力の仕方が悪かつたならば、私はこの法律案を廃止する提案を後日出すかも知れない。と申しますのは、あなたがたが何と言おうが、こういう法律案は地方公共団体或いは父兄から金を搾り出すだけの道具になつてゐる。基準を設けるときに高い基準を設けて、補助金をもらうためには何とか父兄からも寄附を仰がなければならぬ。公共団体も他の方面に向ける金をむりやりにかき集めて、そうして受入態勢を整えなければ頂けないといふので、これによる補助を少し頂きたいためにこういう無理をしてゐる。いわば地方税を余計とるようになる。だから、父兄からは寄附は今後とらないといふことが条件だつたのですが、寄附をとる。地方によれば、一つのこれは国民の懐から金を搾りとるための道具になつてゐるのです。だから法律を作つた以上は、さつき私が午前中申上げたように、補助の対象となる基準をきわめる場合には、余り無理が行かないように、弱い所にも或るレベルに行くために補助金が流れて行くように運営し、更に政府委員としては、この立法精神を生かし、予算を確保するよう努力し、それから提案者は、去年法律案を出したときには、やれ池田さん、いつまで大蔵大臣やるのか知らんが、池田さんと約束があるの、何のかんのと云つて、それはあとで相当話合つて公立高等学校をどのくらい、そういう話もあつたが、非常に振げられ

たのでありますが、折角こういふ法律案を提案されて、産業教育の振興を図ろうという御熱意には敬意を表するわけですが、吉田内閣が続く限り、又近く野党に下るようなことがありまして、私らと共に予算の確保については、格段の努力を切に要望する次第でございます。まあそれだけ政府委員並びに提案者に要望いたします。

○委員長(梅原眞隆君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め。本案に対する質疑は終了したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたは、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお修正の御意見もございましたら、この際お述べを願います。

○大隈信幸君 私は本法案の一部改正に對しまして修正案を提出いたします。すでにお手許にお配りしてあると思います。

○委員長(梅原眞隆君) それは議上されたこととして、あとで速記に載せることにいたしますようか。

それでは議上げたことにして速記に載せることにして、議上げのことを省略して、御趣旨を説明願います。

○大隈信幸君 それじや簡単に趣旨を御説明申上げます。最初の「財政的援助」という項目がございますが、それを「國の負担及び補助」というふうに直しております。これは地方財政法等の言い方等に合せまして直したわけでありまして、従つてそれに従ういろいろ

るな条文整理の点が、技術的な整理の点が幾つかございます。その点につきましては細かい説明は省略して頂きます。

それから第三条の二の改正規定中「又は当該実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費」という点を削ることになります。これは先ほど来いろいろ御意見のあつたところでありまして、結局当該実験実習によりまして生じたものの収益は、これを当該実験実習に必要な経費に還元するにとどめようという趣旨でございます。

それから第十五条の点でございますが、これは第三章でございます。第三章の「財政的援助」というのは先ほど申し上げましたように、「国の負担及び補助」というふうに整理をして行くわけでございまして、従いまして第十五条の第一項の「これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとす」というのも、地方財政法の言い現わし方にならぬと、これに要する経費の全部又は一部を負担する」というように改めるものでございます。

更に私立学校に対する財政的援助という問題でございますが、これは私立学校に対しては「財政的援助」ということは基だまずいのであつて、それを「補助」というふうに改めたわけでありまして、

それから最後に教科書に關係する問題でございますが、産業教育に關係する教科書というものは非常に部数が少い關係上、非常に単価が高くなるわけでありまして、それを生徒に如何にこれを安く配布するかという問題もあ

して、私どもの修正案におきましては、教科書の発行者に対しまして政府が補助を与える、そうしてできるだけ安く生徒にこれを配布するという方法でございます。

それから最後には附則の三を削るというところでございます。

以上非常に簡単でございますが、これを以てしまして、趣旨の御説明に代えます。

○委員長(梅原眞隆君) このプリントの中にある一番終りの第三という「国は、当分の間、……」これは削る、でありましょう。

○大隈信幸君 さようでございます。申し落しました。附則の第三という算用数字で書いた点は、これを削るのであります。削除して頂きます。

○荒木正三郎君 皆さんのお手許にお配りいたしております発議者高田なほ子、相馬助治、荒木正三郎、三名の修正案をお配りしておりますので、それにつきまして御説明を申し上げます。詳細はこれは印刷物になつておりますので、それによつて御承知を願うことにして、これは速記にとどめて頂きます。

それで、私からは極く概要を御説明申し上げます。今度修正をいたしましたところ、考えた最も重要な点は第十五条の問題でございます。第十五条は「国は、公立学校の設置者が左の各号に掲げる施設又は設備で中央審議会の議を経て政令で定める基準に達していないものについて、これを当該基準にまで高めようとする場合においては、これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとす

る」とあるわけでございまして、これを最後の部分を「これに要する経費

の二分の一を負担する」、こういうふううに修正したいと考えておるわけでありまして、先ほどの質疑応答にもありましたが、昨年この法案が国会に提案された場合に、提案者に二分の一にしたいのであるけれども、占領軍の了解を得ることができなかった。そのために止むを得ずかような結果になつたのである、こういうふううに説明をされておりました、その当時は若干止むを得ない点もあつたかと思ひますが、今日ではそういう掣肘がないわけでありまして、当然私は提案者においてこの点が修正になるものと期待しておりました。併し今度の修正案においてはその実現を見ておらないのであります。で、これは私から申し上げるまでもなく、産業教育の振興のために今日のよう三分の二を地方で負担し、三分の一を国庫で負担する。こういう制度では、地方財政の現状から見まして、産業教育の振興の上から考えても、又地方財政に對する圧迫の上から考えても決して適当ではない。この際地方と同額の負担を国庫においてなすということが地方の産業教育の振興の目的にかなうものである、かように考えまして、この修正をいたすものであります。その他の点については「財政的援助」とあるのを「国庫の負担及び補助」というふうに変えたいというふうな点、或いは実験、実習によつて上つて来た収益を、これを実験実習の施設の充実に使用する、こういうふうな点、或いは産業教育に従事する教職員の特種な事情を考慮して、その勤務に對する手当を支給する措置を講ずるといふふうな点、或いは教科書の購入

に對して若干の補助をなす、こういうふうな修正をいたしておるわけであり

ます。まあ併し何と申しまして、やは

り一番重要な点は、二分の一を国庫で負担するようにしたいというふうな点に重点があるのでございます。非常に簡単でございますが、以上提案の理由を御説明申し上げた次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見はございませんか。それではこれより懇談会に移ります。

午後三時三十分懇談会に移る。

午後四時五十分懇談会を終る。

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め

○矢嶋三義君 修正案発議者にお伺いいたしますが、第二十条の二行目に「政令で定めるものを発行する者に対し」と書かれておりますが、この政令で定めるものという「もの」の内容について承わつておきたいと存じます。

○委員長(梅原眞隆君) これに對しては法制局から一つ御説明を願います。

○法制局参事(岸田実君) これはここに政令で定めるものと限定いたしましたのは、産業教育に關する教科用圖書のすべてにつきまして、この特別の取扱をするという趣旨ではないのでございまして、その発行部数の關係等から、特に発行に要する経費が多くなり、従つて生徒が購入いたします場合に、一冊の本が多額につくというふうな特殊の事情のある教科用圖書につきましてこの取扱をする、これは予算とも關係のある問題でございますから、法律で一概にその発行部数一萬冊なら一萬冊以内のものというふうにきめる

わけにも参りませんので、予算とも

合せながら具体的に政令でその基準を定めるというふうなふうにいたしたいという趣旨で、この政令で定めるところによりという規定を入れたわけでございます。

○矢嶋三義君 この問題は極めて重要でございますので、重ねて今少し具体的に伺いたしますが、若干の教科書に種類を絞る、或いは若干の発行会社を選択して、その特殊な教科書、それを発行する会社に経費の一部を補助するといふのはなくて、現行制度の通りに各學校において教師が責任の下に教科書の選択をし、教育委員会の承認された教科書、その教科書の中の部数の非常に少くして単価が高くなる特定の、そういう特定の教科書を発行するところの会社に対して、その発行に要する経費の一部を補助する、こういう意味だと、こういうふうに私承わつたのでございまして、相違ございませ

んか。

○法制局参事(岸田実君) 御提案の趣旨は只今おつしやつた通りであらうと存じます。

○矢嶋三義君 只今法制局のほうから承わつたのでございまして、修正案の発議者に重ねてお伺いいたしますが、只今の法制局の答弁に相違ございませんかどうか、お伺いいたします。

○大隈信幸君 今法制局から御説明のあつた通りでございます。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梅原眞隆君) 速記を始め

て。他に御意見はございませんか。

○岩間正男君 私はこの原案並びに両

修正案に反対するものであります。

反対の理由は、これは昨年原案が通りまうときに相当詳しく申上げましたから、これに譲りたいと思ふのであります。当時我々は、どういふ点から反対したかと言いますと、大体左の三点についてこの論議を明らかにしたのであります。先ず第一にこの産業教育、これは日本の教育体系に、根本的にこの産業技術の教育というものを教育体系の中に取入れなくちやならない。従つて日本のそのような基本的な体系と十分にこの問題を組み合して、そうしてそこに系統ある一つの発展的な態勢をとる、こういうような方法をとらなければ、産業教育の振興というやうなことが言われ、そうして局部的に問題を解決しようとしても、現在の日本の当面する態勢の中で経済再建の最も根本的な方策であるところの産業教育を真に振興することはできないであらう。これが第一の論点であります。

第二の論点は、従つてこれに対するところの予算の裏付けが十分にないから、これはならない。然るに現実においてはまだ六三制その他の教育改革、こういう基本的な教育の面においてさえも予算が非常に貧弱であつて、十分にその目的が達成されてない。そういうところにこの産業教育振興法案というやうな出店のやうなものができまして、そうして而も第一に申上げましたやうに、体系のない形で以て問題を扱われるという点によりまして、むしろ混乱が起るんじゃないか、こういう点から言つて予算の面においても分散の傾向をとる。これはまずい。こういう点で而も十全に予算の裏付けがこの法案にあるかという、当時としまして

は、これに對して提案者の長野長勝君がこれに對して説明されたと思ふのであります。二分の一の大体補助をする。そして年額これは約四億から十億、そして地方から同じやうな額を出して、約六十年に二百億、こういうやうな方法を示されたと思ふのであります。ところがそれに対してしましては、我々はそれでもまだ十分でないと思ひまして、もつとこの予算の裏付けの問題を心配しておつたのであります。が、實際実施された法案を見ますと、それが二十億に減つて、而も國庫の補助分が大体二分の一と考へられて十七億の予定であつたのが、六億六千六百萬、約三分の一に削られてゐる、こういうことになりましたので、予算の面が又最初の規模に合はなくなつてゐる。

第三の問題としましては、この産業教育が、日本の置かれてゐる今の國際、國內的な立場においてどういふやうな役割を果さされるものであらうか。それは言うまでもなく、今日日本が當面してゐるところの産業経済は、アメリカの軍需生産の下請的な性格を非常に持つて來てゐる。従つてもつと行政が窮乏して參りますれば、こういうやうな教育態勢というものは軍需生産のほうに使用される可能性が非常に多いんじゃないか。これは日本の平和憲法を基とし、戦争をやめ、軍需生産というやうなものには目もかけない。平和産業の無制限拡大ということが當然の産業政策でなければならぬ。日本に對しては、非常にあぶなつかしいものに利用される憂いがある。こういう点を擧げて反對したのであります。ところがこれに對しまして、このたびの

修正案は我々の會つて擧げました論点を根本から変へるやうな修正がなされておれば、我々としては十分に考慮する余地があるものでありますけれども、何ら殆んど根本的な修正にはなつてゐない。殊に第二の予算の問題であります。これは午前中にも質問いたしましたやうに、私から先ほどもちよつと触れましたやうに、最初の三分の一という形におきまして、そのほかの面は全部あの地方財政のほうに任せられて、そしてその結果地方起債に五億圓、更に地方財政が八億四千萬圓に上つた。これは大幅な負担ということになりました。これは地方財政はこのためにこれを負担し切れなくなつて、地元負担というやうな大衆負担のほうにしわを伸して行つてゐるのであります。こういうことになりました。

と、産業教育の振興というものが、實際的には大衆負担の面から先ほど問題になりましたやうに、むしろ大衆的な支持を受けかねる。受け得ない、こういう面が出て來ると思ふのです。これは六三制ですでに試験済みの問題であります。が、當然これは國家がなさねばならぬところの、一つの教育政策、更に産業政策と結びついた教育政策の大きな面であります。それが大衆負担というやうな形で非常に生活の窮乏にさらされてゐるところの大衆の懷から、こういうものが三分の一程度出されるという形で果されることが、この發展のために非常にこれは望ましくなつてゐる。そういうふうな考えられるわけでありまして、そういう点で高田君その他の提案の修正案は二分の一というものはつきり誤つておりました。現在の三分の一程度を、これをもつと高めよ

うとする努力につきましては、我々はこの修正案の最も重要な骨格の部分としまして、これの、その努力には敬意を感ずるのでありますけれども、先ほど申しましたやうに、二分の一の負担を以てして今日産業教育の全面的な改革、全面的な發展というものを図ることは私にはできないのだと、こういうふうな考へるのであります。それでそういう点から申しまして、私はこのたびのこの修正案に對しまして賛意を表しかねるものであります。無論當面しては、この問題に悩みつつあるところの現場の諸君の御意見もお聞きしまして、殊にこの財政負担の面、それから實収によつて生み出されたところの費用をどう使うかということ、この前の原案の審議のときにも非常に問題になつた点であります。が、こういうやうなものを實際的に解決しようとする努力、それから教員の特殊性、こういうものに対する待遇改善の面、或いは先ほど問題になりました教科書の特殊な性格に對して何とかこれをカバーする、こういうやうな実施の面から起りました要求につきましては、これは成るほどと思はれる点もあるものでありますけれども、このやうな部分的修正だけを以てしまして、私の今まで主張して參りましたところの日本の教育態勢の中に全面的にこの産業技術を取り入れ、生産と教育をもつと結びつける。そして根本的に教育態勢というものを、そういう点に打ち立てるといふ面については何ら触れるところがないのであります。私は、私はこういう点からこの二つの修正案にも、それからその他の原案に對しまして、反対するものであります。

と、この修正案の最も重要な骨格の部分としまして、これの、その努力には敬意を感ずるのでありますけれども、先ほど申しましたやうに、二分の一の負担を以てして今日産業教育の全面的な改革、全面的な發展というものを図ることは私にはできないのだと、こういうふうな考へるのであります。それでそういう点から申しまして、私はこのたびのこの修正案に對しまして賛意を表しかねるものであります。無論當面しては、この問題に悩みつつあるところの現場の諸君の御意見もお聞きしまして、殊にこの財政負担の面、それから實収によつて生み出されたところの費用をどう使うかということ、この前の原案の審議のときにも非常に問題になつた点であります。が、こういうやうなものを實際的に解決しようとする努力、それから教員の特殊性、こういうものに対する待遇改善の面、或いは先ほど問題になりました教科書の特殊な性格に對して何とかこれをカバーする、こういうやうな実施の面から起りました要求につきましては、これは成るほどと思はれる点もあるものでありますけれども、このやうな部分的修正だけを以てしまして、私の今まで主張して參りましたところの日本の教育態勢の中に全面的にこの産業技術を取り入れ、生産と教育をもつと結びつける。そして根本的に教育態勢というものを、そういう点に打ち立てるといふ面については何ら触れるところがないのであります。私は、私はこういう点からこの二つの修正案にも、それからその他の原案に對しまして、反対するものであります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見はございませんか。

○矢嶋三義君 私は大隈君はか一名免議にかかる修正案に反対をいたし、荒木君はか二名提案にかかる修正案、並びにその修正部分を除く衆議院送付案に賛成の意を表明するものでございまして、詳細に互つては本會議で討論いたしますので、賛成の意思表示だけにとめておきます。

○木村守江君 私は只今上程されました産業教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、大隈君はか一名の提案にかかる一部改正に賛成いたし、荒木正三郎君はか二名の修正案に對し、反対するものであります。

○法案の改正の骨子となるものは、大体において第十五条と二十条であると思はれるのであります。御承知のように、大隈君提出の法案における第十五条の訂正は、これに要する経費の全部を、荒木君等の提出にかかわる修正案は、これを要するに経費の二分の一を負担するということでありまして、私はこの法案を勸案いたしましたときに、どう考へてもこれは現在の狀態においては、或いは経費の三分の一を國庫負担するやうな表面上的の問題でありまして、地方の起債として大体に四億五千萬圓、又平衡交付金として五億圓、大体において六億六千万圓の二倍に近い計数になつておるといふことを考へましたときに、私はこの大隈君修正の法案に近いやうな現在の狀態ではないかと思ふのであります。これを何を苦しんで一体二分の一と限定しなければいけないかということを考

えまするときに、私は不幸にして荒木君の修正案に反対せざるを得ないのであります。

その次に、二十条の、いわゆる先ほど申されました問題であります。私はこの法案においてのみ、産業教育のことにおいてのみ、この教科書の問題が起つて来ると考えましたときに、私は先ほど来の論議について、我々が言わず知らずの間に納得し得るものを感じるのであります。御承知のように、この産業教育に要する図書というものは、発行会社の多いのかかわらずに、いわゆる購入する生徒が少いという点であります。これを非常に高価な教科書を作るべく安くして、そうして本間に産業教育の効果を挙げしむるようになすことがこの法案の狙いであると考えますときに、私は大隈君等の修正案を最も適正と考えるのであります。

なおこの問題につきましては、本会議において私も意見を明瞭にいたしたいと考えますので、この辺で省略いたして、賛成、反対を明瞭にいたす次第であります。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御意見はございませんか……別に御意見もないようでございますから、討論は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

産業教育振興法の一部を改正する法律案について採決いたします。先ず討論中にありました荒木君ほか二名提出の修正案を議題に供します。荒木君は

か二名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 少数でございます。よつて荒木君ほか二名提出の修正案は否決せられました。

次に、大隈君ほか一名提出の修正案を議題に供します。大隈君ほか一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございます。よつて大隈君ほか一名提出の修正案は可決せられました。

次に修正の分を除いた原案を議題に供します。修正の分を除いた原案に賛成のかたの御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございます。よつて産業教育振興法の一部を改正する法律案は、多数を以て修正議決されました。

○白波瀨米吉君 私は只今修正議決されました産業教育振興法の一部を改正する法律案につきまして、次の附帯決議をする動議を提出いたします。

産業教育振興法の一部を改正する法律案に関する附帯決議の案を朗読いたします。

本文部委員会は、産業教育振興法の一部を改正する法律案を可決するに際し、次の附帯決議を附する。

一、国立大学のうち旧専門学校令による専門学校に産業教育に関する施設又は設備を継承したものはもとより、その他の国立大学の産業教育に関する施設又は設備も、一般に極めて不十分であるから、国は、その整備充実を図るため特に努力すること。

……というのであります。その大體の趣旨は御承知の通りに、今後経済自立の上においては、産業技術というものが最も重要になつて来る日本の現状であります。で、元の専門学校というものは、殆んど日本の国の産業のすべてを推進しておつたものでありまして、日進月歩の今日において、これを世界に伍して遜色のないように進めて行くということは、結局この産業教育が最も重要なことになるのであります。その専門学校が新制大学になりました、つまり大学という名は附したけれども、戦前における専門学校の時代よりも、今日の大学になつたその大学なるものは実に貧弱でありまして、いろいろな設備はあつてもそれは殆んど見本に過ぎない。又今日の進歩する産業の中に伍して、いろいろな設備が必要であるのに、それが何ら整つていない。昔のあの特色ある、いわゆる産業技術の中心であつた専門学校が今日は実に一般から忘れられつつあると言つてもよいような現状でありますから、この際、何としても経済自立の上からも、日本の今後を考える上からも、この国立の産業学校に対してこの設備すべてを充実されんことを希望するわけで、この附帯決議を提出したわけでありませう。

○木村守江君 私は只今の白波瀨君の動議に賛成いたします。

○委員長(梅原眞隆君) 只今白波瀨君提出の産業教育振興法の一部を改正する法律案に附帯決議を附することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長(梅原眞隆君) 多数でございます。

……ます。よつて白波瀨君提出の産業教育振興法の一部を改正する法律案に附帯決議を附することに決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果並びに附帯決議を報告することとし、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

木村 守江 草葉 隆圓
黒川 武雄 左藤 義詮
白波瀨米吉 石黒 忠篤
大隈 信幸

○委員長(梅原眞隆君) これで散会いたします。

午後四時三十一分散会

〔参照〕

産業教育振興法の一部を改正する法律案に対する修正案
発議者 大隈 信幸
石黒 忠篤

……ます。よつて白波瀨君提出の産業教育振興法の一部を改正する法律案に附帯決議を附することに決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を経なければならぬことになつておりますが、これは委員長において、本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果並びに附帯決議を報告することとし、御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(梅原眞隆君) 御異議ないと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本法案を可決することに賛成されたかたは順次御署名をお願いします。

多数意見者署名

木村 守江 草葉 隆圓
黒川 武雄 左藤 義詮
白波瀨米吉 石黒 忠篤
大隈 信幸

○委員長(梅原眞隆君) これで散会いたします。

午後四時三十一分散会

〔参照〕

産業教育振興法の一部を改正する法律案に対する修正案
発議者 大隈 信幸
石黒 忠篤

目次の改正規定中「第三条の四に」の下に「財政的援助」を「国の負担及び補助」に、「第二節私立学校(第十九条)」を「第二節私立学校(第十九条)第三節教科用図書(第二十條)」にを加える。

第三条の二の改正規定中「又は当該実習に從事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費」を削る。第三条の四の改正規定の次に次のように加える。

第十条第一項中「国の財政的援助」を「国の負担金の交付」に改める。

「第三章 財政的援助」を「第三章 国の負担及び補助」に改める。

第十五条の見出しを「(国の負担)」に改め、同条第一項中「これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」を「これに要する経費の全部又は一部を負担する」に改める。

第十五条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する。

第十六条中「当該学校の設置者に対し、」を削り、「予算の範囲内において補助するものとする」を「その全部又は一部を負担する」に改める。

第十七条の見出し中「補助金」を「負担金」に、同条各号列記以外の部分中「補助金」を「負担金」に、同条第二号中「補助金交付」を「負担

担金の交付」に、同条第三号中「補助金の交付」を「負担金」に改める。
第十八条中「補助金の交付」を「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」に改める。

第十九条の見出し及び同条中「財政的援助」を「補助」に改め、同条第一項後段を次のように改める。
この場合において、第十五条及び第十六条中「負担する」とあるのは、「当該学校の設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする。」と、第十五条第二項第一号及び第二号中「都道府県教育委員会」とあるのは、「都道府県知事」と、第十七条中「負担金」とあるのは、「補助金」と、第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金の交付」と読み替えるものとする。

第三章中第二節の次に次の一節を加える。
第三節 教科用図書
(教科用図書の発行に関する補助)
第二十条 国は、政令で定めるところにより、産業教育に関する教科用図書で政令で定めるものを発行する者に対し、予算の範囲内において、その発行に要する経費の一部を補助することができる。
附則中「施行する。」の下に「但し、第十五条から第二十条までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。」を加え、同附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

2 昭和二十八年四月一日前に改正前の産業教育振興法第十五条又は第十六条の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

産業教育振興法の一部を改正する法律案に対する修正案
発議者 高田なほ子
相馬 助治
荒木正三郎

産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する
目次の改正規定中「第三条の四」に「(一)財政的援助」を「国の負担及び補助」に、「第二節私立学校(第十九条)」を「第二節私立学校(第十九条)」を「第三節私立学校(第十九条)」に「を」を加える。
第三條の二の改正規定中「又は当該実験実習に従事する生徒若しくは学生の厚生に必要な経費」を削る。
第三條の三の改正規定中「(一)定員及び待遇」を「及び定員」に改め、同条の改正規定に次の一項を加える。
2 産業教育に従事する教員の勤務の特殊性にかんがみ、その特殊な勤務に対する手当の支給については、特別の措置が講ぜられなければならない。
第三條の四の改正規定の次に次のように加える。
第十條第一項中「国の財政的援助」を「国の負担金の交付」に改める。
「第三章 財政的援助」を「第三章 国の負担及び補助」に改める。

第十五条の見出しを「(国の負担)」に改め、同条第一項中「これに要する経費について当該設置者に対し、予算の範囲内において補助するものとする」を「これに要する経費の二分の一を負担する」に改める。
第十五条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。
前項に規定するもののほか、国は、公立学校に関する左の各号に掲げる経費の全部又は一部を負担する。
第十六条中「当該学校の設置者に対し、」を削り、「予算の範囲内において補助するものとする」を「その全部又は一部を負担する」に改める。
第十七条の見出し中「補助金」を「負担金」に、同条各号列記以外の部分中「補助金」を「負担金」に、同条第二号中「補助金交付」を「負担金の交付」に、同条第三号中「補助金の交付」を「負担金」に改める。
第十八条中「補助金の交付」を「第十五条第二項又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」に改める。
第十九条の見出し及び同条中「財政的援助」を「補助」に改め、同条第一項後段を次のように改める。
この場合において、第十五条及び第十六条中「負担する」とあるのは、「当該学校の設置者に対し、」と、第十八条中「第十五条又は第十六条の規定により国が負担すべき割合及び負担金の交付」とあるのは、「補助金」と、第十八条中「第十五条第二項又は」

は第十六条の規定により国が負担すべき割合」とあるのは、「補助率」と読み替えるものとする。
第三章中第二節の次に次の一節を加える。
第三節 教科用図書
(教科用図書の購入に関する補助)
第二十条 国は、政令で定めるところにより、産業教育を受ける生徒又は学生等に対して、これらの者が使用する産業教育に関する教科用図書で政令で定めるものの購入費の一部を補助するものとする。
附則中「施行する。」の下に「但し、第十五条から第二十条までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。」を加え、同附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
2 昭和二十八年四月一日前に改正前の産業教育振興法第十五条又は第十六条の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

は第十六条の規定により国が負担すべき割合」とあるのは、「補助率」と読み替えるものとする。
第三章中第二節の次に次の一節を加える。
第三節 教科用図書
(教科用図書の購入に関する補助)
第二十条 国は、政令で定めるところにより、産業教育を受ける生徒又は学生等に対して、これらの者が使用する産業教育に関する教科用図書で政令で定めるものの購入費の一部を補助するものとする。
附則中「施行する。」の下に「但し、第十五条から第二十条までの改正規定及び附則第二項の規定は、昭和二十八年四月一日から施行する。」を加え、同附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。
2 昭和二十八年四月一日前に改正前の産業教育振興法第十五条又は第十六条の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

昭和二十七年九月二十九日印刷

昭和二十七年九月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局